

政務活動記録簿 (年会費負担)

会派・議員名 岩田 国夫

年 月 日	令和2年4月1日			
年会費名	新生奈良研究会会費 (年会費)			
相手方	新生奈良研究会			
年会費支払目的	情報収集し、議会での質問に役立てるため			
按分率の説明	75%を充当する (懇親会費用を除く)			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 奈良県経済発展に向けての活動</p> <p>◆本会の活動頻度 年に数回の例会及び記念講演会等</p> <p>◆参加者の状況 地方議員の他、経営者や団体の理事等が参加</p> <p>奈良県における諸問題の把握に努め、議員活動に努めている。</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	年会費	30,000	令和2年 4月～9月	56
		合計	30,000円 (懇親会費 25%を除き 22,500円を充当)	
備考	添付資料：			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

新生奈良研究会規約

- 第1条 名称 この会は新生奈良研究会という。
- 第2条 目的 未来に向かって新たな奈良県の創造、地域発展、政治・経済・文化の向上を目指し、会員相互に情報と意見を交換。また県内外の各界専門家、有識者を招いて研修、意見交流会を行い、その方途策定の研究をすることを目的とする。
- 第3条 事業 本会は奈良市を主会場に原則として年4回の定例講演会並びに意見交流会を開催する。また、随時、研修視察会も行う。
- 第4条 広報 この会で論議され、提案された内容は、奈良新聞社発行の新聞紙面で掲載、広くアピールする。
- 第5条 会員 会員は本会の目的に賛同する法人、及び個人で構成する。なお、会の内容により会員外の参加を認めることができるものとする。
- 第6条 入退会 入会に際しては入会金3万円を添え、入会申込書の提出を必要とする。退会は申し出があった会計年度末での退会とする。また、会員は申し出がない限り自動継続とする。
- 第7条 会費 年会費は6万円とする。但し研修視察会などでの特別な経費は別途徴収する。
- 第8条 会計年度 会計年度は毎年10月1日より、翌年9月末日とする。
- 第9条 規則改定 規則の変更は諸般の事情を考え、随時、必要とあれば行う。
- 第10条 事務局 本会の事務局は、奈良市法華寺町2番地4 奈良新聞社内
に設置する。

(令和元年5月5日改訂)

以上

政務活動記録簿 (年会費負担)

会派・議員名 岩田 国夫

年 月 日	令和2年4月21日			
年会費名	奈良ヒューライツ議員団会費 (年会費)			
相手方	奈良ヒューライツ議員団			
年会費支払目的	情報収集し、議会での質問に役立てるため			
按分率の説明	全て政務活動			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 奈良県内の問題を提議し、問題点に取り組む</p> <p>◆本会の活動頻度 年に数回の会合</p> <p>◆参加者の状況 地方議員</p> <p>奈良県における諸問題の把握に努め、議員活動に努めている。</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	年会費	30,000		6
	合計	30,000 円		
備考	添付資料：規約			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

奈良ヒューライツ議員団 規約

- 第1条 本会は、奈良ヒューライツ議員団と称し「人の世に熱あれ 人間に光あれ」の水平社精神のもとに活動する部落解放同盟奈良県連合会と連帯し、且つふるさと創生を柱とする活動を目的にします。
- 第2条 本会は、部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃及び人権尊重をめざし、人権文化の政策推進につとめ、ふるさと創生のための経済と文化の構築をめざします。そのために政党会派の枠を超え、議員相互の親睦をはかり政策研究・経験交流を深めます。
- 第3条 本会は、第1条・第2条の主旨に賛同する奈良県内の県・市町村議会議員ならびに元加盟議員の加入をもって構成します。加入承認は会員の推薦に基づき、定例会議で承認します。
- 第4条 本会は、その目的・主旨の会務活動の円滑な遂行のため、総会において下記役員を互選します。任期は1年とします。
- | | | | |
|-------|----|--------|-----|
| 1. 議長 | 1名 | 2. 幹事長 | 1名 |
| 3. 会計 | 1名 | 4. 幹事 | 若干名 |
| 5. 監事 | 2名 | | |
- 第5条 本会の定例会議は総会及び研修等を兼ね、年4回開くこととし、必要に応じて臨時会議、役員会を随時開きます。会議の招集及び総括は議長が行います。
- 第6条 ①本会の会費は年額次のとおりとする。
- | | | | |
|----------|-----|------------|-------|
| 1. 県議会議員 | 3万円 | 2. 奈良市議会議員 | 2万5千円 |
| 3. 市議会議員 | 2万円 | 4. 町村議会議員 | 1万5千円 |
- ②会計年度は2月1日より翌年の1月31日までとします。
- 第7条 本会の運営上の細則は内規とし、都度会議で協議します。
- 第8条 本会は、2002年2月15日より発足します。

【2005年度第1回定例会議（2005年5月10日）で一部改正】

第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)					
会派・議員名 岩田 国夫					
年 月 日	令和2年12月23日(水)他				
表題と発行部数	広報誌「岩田国夫県政詳報」9,370部				
対象者	天理市内				
配布方法	個別郵送9,079部 手渡し配布291部				
発行目的	1年間の議員活動報告及び議会報告を行い、意見や要望を求める				
按分率の説明	県政詳報作成費及び発送代は共に按分率50% (一部議員活動以外の記載がある為)				
内容	令和2年の議会報告 令和2年の議員活動報告 意見や要望の呼び掛け、他				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	郵送代	日本郵便(株)	866,113円	@97×8,929部	77
	製作印刷代	(株)大和政経通信社	664,588円	9,200枚	85
	封筒代	山辺印刷所	166,100円		83
		※ 合計 1,696,801円 (50%充当)			
備考	添付資料：広報誌 (岩田国夫県政詳報)				

注 発行した広報紙を添付してください。

岩田国夫

Iwata Kunio

県政詳報

Prefectural administration detailed information

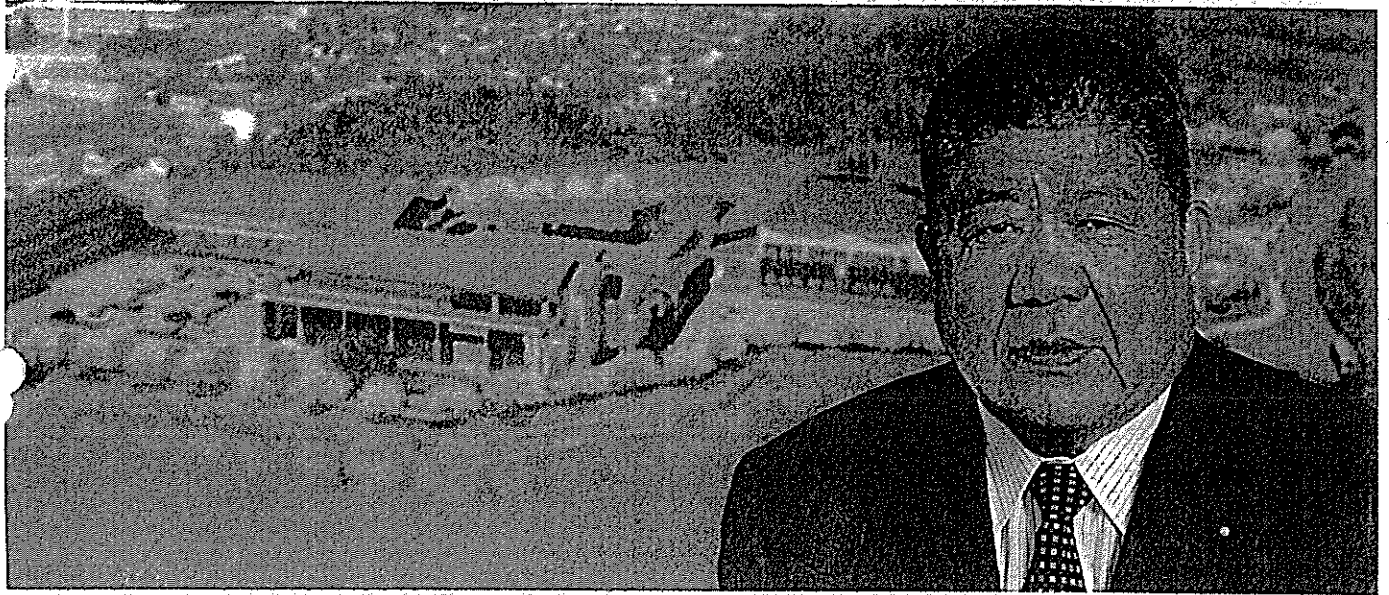
みなさまと共に安全で安心できるまちづくり

[21世紀]

2021年 新年号

[発行所] 岩田国夫事務所

〒632-0033 奈良県天理市勾町253-6
TEL.0743-63-6313 FAX.0743-63-6628



年頭所感

奈良県議会議員 岩田国夫

新年明けましておめでとうございませう。天理市民の皆さまにおかれましては、健やかに令和3年の輝かしい新春をお迎えのことと、心より喜び申し上げます。旧年中は皆さまに格別のご支援、ご指導を賜り、重ねて御礼を申し上げます。

さて、新型コロナウイルスが猛威を振るった昨年は、東京オリンピックが延期され、これまでの社会常識を一変する新しい価値観や行動規範を求められるようになりました。日々見えないうイルスの脅威と闘いながら、縮小できない経済活動との両立に取り組みねばならない、激動の一年になりました。

県議会では、県内中小企業、そこで働く県民の皆さまの生活を第一に、47都道府県で唯一、無利子・無保証条件のセーフティネット融資や、冷え込む観光業への消費喚起、県内経済の循環を目的とした国民対象の「いまなら。キャンペーン」や、飲食業への「奈良県Go To Eatキャンペーン」の諸支援を県、県議会が一丸となって迅

速に講じてまいりました。

また日々、ウイルスの脅威と対峙し、闘っていただいている医療従事者の方々へ、心からの敬意を示す支援として「奈良県新型コロナウイルス感染症対応従事者等慰労金」の給付を開始いたしました。今後も県議会の党派や会派を超え、県民の皆さまの日々の生活をお支える諸施策を展開していく所存です。

さて、私事で皆さまにご心配をいただいておりますが奈良新聞社の名譽棄損記事における係争は、一審で名譽棄損が認められて私の勝訴後、相手方が控訴していましたが、昨秋に高裁は一審判決を支持し、相手方の控訴を棄却するなど、二審でも事実上の勝訴と言える結果になりました。この場をお借りし、ご心配をいただいた皆さまにご報告とさせていただきます。

令和3年、新型コロナウイルスの収束を願い、皆さまにとって素晴らしい一年となることを心より祈念申し上げます。年頭のご挨拶とさせていただきます。

県外視察、研修の成果を県政へ

総務警察委員会

香川県と徳島県視察

私が委員長を務める県議会総務警察委員会の行政視察が令和2年11月19日から20日の日程で行われ、香川県と徳島県を訪れました。

香川県では、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する目的でLINEアプリを活用し、利用者に訪問する店舗やイベント等でQRコードを誘導してもらったことで、その

また香川県消防学校、防災センターを訪れ、視察いたしました。

徳島県では、事業者が新型コロナウイルスの感染拡大を予防ガイドラインの遵守や「とくしまコロナお知らせシステム」の登録・掲示することなどを義務付け、クラスター（集団感染）発生時の公表方法のルール化、不当な差別的な取り扱いや誹謗中傷を禁じて10月に施行した「徳島県新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に関する条例」について聞き取りを行いました。

またPFI方式で整備する警察署庁舎を視察しました。

議員団として 松阪市を視察

人権政策の推進を掲げて活動する奈良ヒューライツ議員団（議長・川口正志議員）の県議、市町村議らは10月20日、明治2（1869）年に「北海道」の名付け親になった探検家・松浦武四郎の生涯を展示する三重県松阪市の同記念館を訪問しました。

研修では、武四郎が幕藩体制や明治新政府の下で、アイヌに対する過酷な使役での不当搾取の実態や土地の取り上げに異議を唱えたことや、政治に救済を訴え、同じ人間としてアイヌの人々と交流を深めた生きざまなどに触れました。

アイヌ民族との交流とアイヌ文化の啓発に取り組む松阪市は、昨年4月制定の「アイヌ施策推進法」に基づき、「アイヌ施策推進地域計画」を作成。国の認定を受けた市町村の中では、北海道以外の唯一の自治体になっています。



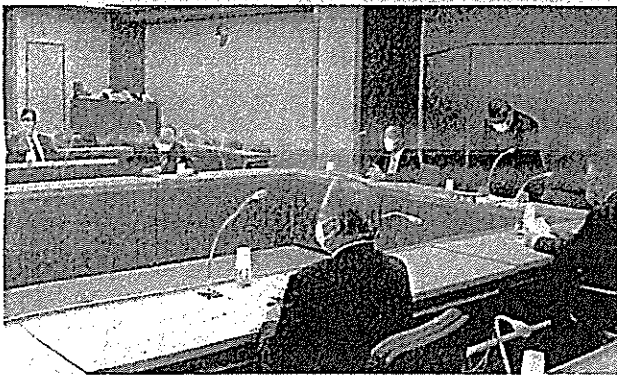
消防学校の概要について聞く



香川県議会で「かがわコロナお知らせシステム」の導入について聞き取り



香川県防災センターの概要について説明を受ける



PFI方式による警察署庁舎整備、徳島県新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に関する条例について、聞き取りを行う



令和2年岩田国夫議会活動

第340回

2月定例会議会

2月26日～3月25日

2月定例会県議会本会議では、荒井知事より県中央卸売市場条例の一部を改正する条例や第一期奈良県地方創生総合戦略の策定などについての49議案が提出されました。開会日には、荒井知事より提案理由説明があり、その後、5日間に行われ、17人の議員が県政全般について代表質問や一般質問を行い、活発な議論がなされました。

その後、各常任委員会並びに予備審査特別委員会を開催し、付託議案の審査を行いました。その結果、令和2年度一般会計補正予算案の議案については、いずれも原案を可決、承認、認定などをいたしました。

第342回

6月定例会議会

6月18日～7月3日

6月定例会県議会本会議では、一般会計補正予算案をはじめ、条例の制定および改正、奈良県国際芸術家村整備事業にかかる請負契約の委託についてなど38議案が審議されました。

一般質問では岩田国夫が登壇し、今回の新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、輸入に頼らない食料自給率向上の重要性を述べた上で、奈良県の農業において、担い手の育成・確保や農地の有効利用について、どのように取り組みを進めているかを確認いたしました。

これに対し荒井知事は「県では毎年約50人の新規就農者が出てきています。これは就農準備や新規就農の各段階に応じたきめ細かい指導と支援を行ってきた結果だと考えています。農地利用の集積や基盤整備を行い高収益作物への転換などの支援を集中的に行う個別の特定農業振興ゾーンの取り組みなども行い、いくつかの成功事例が出てきています。引き続き、担い手と農地の組み合わせの取り組みを精力的に行っていくと考えています」と述べました。

岩田は他にも、新型コロナウイルス感染症への感染リスクを抱えながら奮闘されている介護職員の方々への支援について医療・介護保険局長の考えをお伺いしました。

特に利用者を直接介護されている介護職員の皆さまは、三密を回避することが難しい環境で業務を行っております。しかし、自身の感染リスクと利用者の感染を防ぐため、公私にわたり常に緊張を強いられながら、休むことなく仕事を続けることを求められているという精神的・肉体的に厳しい環境の中で働いておられる介護職員の状況については、残念ながら医療従事者ほど認知されていないと感じています。

これに対して石井医療・介護保険局長からは、感染防止のため細心の注意を払いながら業務に携わっておられる介護職員の皆さまへ、「今議会に上程している補正予算案では、医療従事者と同様に、新型コロナウイルス感染症が発生し

第341回 4月臨時会 4月28日

4月臨時県議会が開かれ、荒井知事より新型コロナウイルス感染症対策に係る一般会計補正予算案をはじめ、条例の制定および改正など、議会閉会中に行った専決処分の報告、県議会の臨時的な協議の場の設置などの案件説明がありました。

新型コロナウイルス感染症対策に係る補正予算案や感染症対策会議設置などについて審議されました。その中で、全議員の議員報酬を5月から7月までの3カ月の間、月額10万円を減額し、新型コロナウイルス感染症対策費用の一部に充当する提案を可決いたしました。

第343回

9月定例会議会

9月9日～10月16日

業の振興について、県の考えをたざしました。

新型コロナウイルス感染症については現在も拡大傾向にあり、その対応や対策について検討を続けていく必要があります。

た施設などの介護職員の方々には最大で20万円の慰労金を、また、高齢者施設などにおいて利用者と接する職員の方々にも慰労金を給付する経費を計上しているところで」と説明がありました。

このほかにも、介護職員を感染から守り、安全・安心に働き続けていただけるよう、感染防止のノウハウ習得のた

第344回

11月定例会議会

11月30日～12月15日

11月定例会県議会本会議で荒井知事は4日、県が五條市に大規模広域防災拠点を整備するのに合わせ進めていた陸上自衛隊駐屯地の誘致活動について、当面凍結する旨を明らかにしました。南海トラフ巨大地震を見据えての2期まで

めオンライン研修や感染防止マニュアルの作成、介護施設などでの感染発生に備えた防護物資の備蓄のための経費なども計上されています。

一般質問では他にも、奈良の歴史文化資源の海外発信と物販の一体的な展開や、県産材の安定供給および利用の促進に関する条例が施行されたことに伴う県の林業・木材産

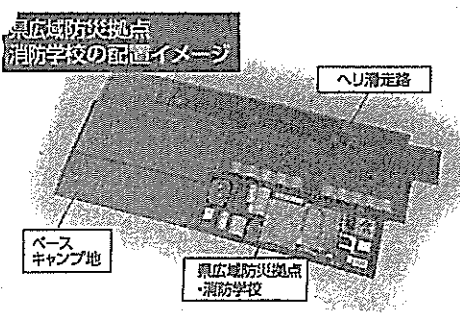
の計画と概算事業費を具体的に示し、財源として7割が交付金補填される緊急防災・減災事業債の適用対象となるよう、政府に要望したことを報告。

その上で、荒井知事は「防災力向上のため、大規模広域防災拠点整備と自衛隊駐屯地の誘致活動を合わせて進めてきましたが、この度の要望で担当大臣からも理解が得られ

ました。自衛隊駐屯地の誘致活動は差し控え、大規模広域防災拠点の早期整備実現に全力を尽くしたい」と、その意思を鮮明にしました。

今後は、有識者の意見を聞きながら、整備基本計画を来年夏までに策定することを強調され、同時に用地取得のための補償調査や用地交渉を進める考えも示されました。

(4面に続く)



県広域防災拠点
消防学校の配置イメージ

令和2年岩田国夫議会議会活動

(3面から続く)

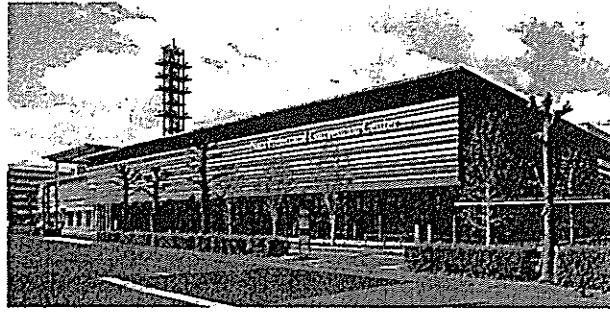
11月定例県議会本会議員で荒井知事は、新型コロナウイルス感染症対策で県が進める観光施策「いまなら。キャンペーン」の効果について触れ、県南部の宿泊施設は前年を上回る予約状況であることを報告しました。

これに対して県議会は、新型コロナウイルス感染症の影響でダメージを受けた県内の観光産業の持続的な回復へ「いまなら。キャンペーン」や観光、文化イベントの開催が有効であるという考えを述べた上で、現在の取り組み状況と今後の方針について荒井知事の考えをたずねました。

荒井知事からは、「いまなら。キャンペーン」で令和2年8月から令和3年2月の期間中に約10万人の利用を見込んでいることを明らかにし、「南部の宿泊施設が前年を上回る予約状況にあるという、うれしい報告をいただいた」と、好評なキャンペーンの意義を強調しました。

8日に原は、今年度の「大立山まつり」について、令和2年4月に開業した県コンベン

ションセンターを主会場に、平城宮跡におけるイベントと併せて開催すると報告しました。加えて、国の東京2020オリンピック聖火を活用した地方創生事業に奈良県が採択されたことを受け、大立山まつりとの相乗効果を期待し、



同センターで聖火を展示することを明らかにしました。県と市町村の行政事務などで連携する「奈良モデル」の一環として県は、新たに下水道事業の一元化を検討する考えを初めて示しました。

県は現在、上水道の県域水道一本化について令和7年の事業開始を目指しています。県内の浄水場を奈良市緑ヶ丘、県営水道桜井、県営水道御所の3浄水場に集約し、県内自体の水道事業に関する経費削減や送配水施設の効率化などを目的に進めています。

県議会で、下水道事業の一元化についても市町村から要望があることを指摘し、荒井知事は「一元化への期待や要望があるのは理解していますが、今後、検討していきたいと考えています」と答弁しました。

後援会のご案内



後援会のご入会と、皆さま方からのご意見ご要望をお待ちいたしております。

TEL 〇七四三(六六三)六六二〇
FAX 〇七四三(六六三)六六二八
<http://www.kuni-chan.jp/>

天理市 安心の町づくり

地元選出の県議会議員として、天理市内の国道や県道の危険箇所や改良すべき箇所を指摘。国や県に改善を求めてきました。今年度実現、または着手が決定された場所をご報告いたします。

御本町

県道天理環状線の南中学校の市道南方交差点拡幅完成

交差点整備のための土地買収の後、工事に着手し、交差点の拡幅工事が完了しました。人と自動車が安全に往来できる交差点になりました。

福住町・井之市

国道25号

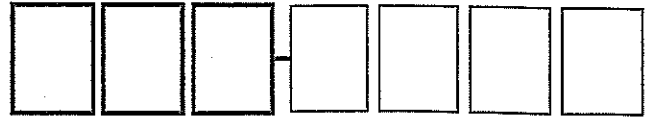
平成15年から農協や中学校前の道路改良に取り組み、残っていた井之市から二本松までの区間は、令和元年度から道路改良工事に着手しました。令和5年度に完成する予定です。

杉本町・喜殿町

前栽幼稚園前交差点から喜殿交差点までの天理環状線(通称たちはな街道)

道路の拡幅工事を行い、歩道を設置する方向で進み、令和3年度から測量と設計に着手される予定です。時間帯によって自動車の交通量と歩行者量が多い交差点の安全性が高まることに期待が寄せられています。





ゆうメール

年 賀

岩田国夫 いわたくにお 事務所

〒632-0033

天理市勾田町253-6

TEL(0743)63-6220

FAX(0743)63-6628

第11号様式の6 (第5条関係)

政務活動記録簿 (ホームページの開設等)

会派・議員名 岩田 国夫

年 月 日	令和2年4月3日他				
表題	岩田国夫 奈良県議会議員ホームページ みなさまと共に安全で安心できる街づくり				
対象者	インターネット利用者				
開設目的	適宜、議会及び活動報告等を行い、意見・要望等を求める				
按分率の説明	按分率 5.0% 後援会活動との按分				
内容	議員活動報告 県議会報告等 県民への意見募集 政策 PR				
ホームページ 制作等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	サーバー 使用料	シャープ ファイナ ンス	16,740	月額定額	1 10 19
	サーバー 使用料	シャープ ファイナ ンス	15,345	令和2年7月～ 令和3年3月 20,460×9月/12月 =15,345円	37
	※50%充当 月16,740円×50% 月8,370円充当 ※50%充当 年15,345円×50% 年7,672円充当				
備考	ホームページアドレス： http://www.kuni-chan.jp/ 添付資料				

注 ホームページ制作・保守費用の契約書等を添付してください。

注文書

(販売店控①)

下記の商品を注文いたします。

又サーバーなどにかかる初期費用 (円・税込) は、 年 月 日迄に支払います。

注文日 2015年 3月 23日

(注文者)

(納入者)

住所 〒672-0033

奈良県天理市勾田町 254-6

会社名

岩田 国夫 後援会 事務所
岩田 国夫



Nara Shimbun Communications

株式会社 奈良新聞コミュニケーションズ
〒630-8001 奈良市法華寺町2番地4
TEL: 0742(35)2322 FAX: 0742(35)2346

www.nara-np.com

TEL 0743 (03) 6220

FAX (03) 6628

商品名	型番	数量	単位	単価 (円)	金額 (円)
インターネットサービス料					
岩田国夫様ホムネットサービス料		1	式		
リース契約期間	60ヶ月	現金価格小計(税抜)			
月額リース料(税抜)	15,500円	消費税(%)			
月額リース料(税込)	円	現金価格合計(税込)			
前払リース料(税込) 月分	円				

納入予定日	2015年 6月 5日
納入先	webE
締・支払日	: 日締 当月・翌月 日払
支払方法	①クレジット・現金・振込・集金 その他()
信販会社	住友クレジットサービス

月額管理費明細	金額 (円)
消費税(%)	
月額管理費合計	

※裏面の契約事項第2条に定めた基本プラン以外のオプションについては有料となりますので、予めご了承の程お願い申し上げます。

⑤ 1438

役員	部長	課長	担当者

〒 632-0033

奈良県天理市勾田町253-6

岩田国夫事務所 御中

〈お問合せ窓口〉

〒541-0052

大阪市中央区安土町2-3-13

大阪国際ビルディング

シャープファイナンス(株)

資産営業部

TEL:06-4964-6225 FAX:06-4964-6226

[営業時間 9~17時 (土、日、祝日を除く)]

お客様各位

リース期間満了のお知らせ

平素は格別のお引立てにあずかり厚くお礼申し上げます。

さて、ご利用中の下記リース契約が、まもなく満了となりますので、ご案内申し上げますとともに、満了後のお取扱いにつきまして、下記の【リース満了後のお取扱方法】をご確認いただき、必要な場合のみ同封の「回答書」にて 2020年5月20日 までにファクシミリ又は郵送にてご連絡下さいますようお願い申し上げます。

なお、リース期間満了の一ヶ月前までにご連絡がない場合は、リース契約約款に基づき下記1.の「再リース条件」で自動的に更新(再リース)となります。

[現在のご契約内容]

お問合せ番号	6301K1152072	お客様番号	15742369	ご契約番号	6301K1152072
リース期間満了日	2020年7月7日	最終支払予定日	20年06月03日	お取扱店	奈良新聞コミュニケーションズ
物件 明 細	品名・機種名・台数	物件設置場所			
	コンピューターソフト コミュニケーションシステム 1台	奈良県 天理市			

お取扱店コード: 6201-4056

[リース満了後のお取扱方法]

1. 再リース (契約更新)

※現在のご契約内容に変更がなく、全部を再リースされる場合は、「回答書」をご返送いただく必要はありません。

再リース期間	2020年07月08日 から 1年間	再リース料(年額)	18,600 円
お支払日	2020年8月3日	消費税	1,860 円
お支払方法	口座振替 (一括払い)	合計	20,460 円

【再リース条件】 別途、保守・メンテナンスをご契約の場合は、該当業者様とご相談ください
再リースにあたっては、裏面の再リース特約が適用されますので、必ずご確認ください。
お引落しについて事前のお知らせ等は発送いたしませんのでご了承ください。

※再リースされる場合に住所、物件設置場先の変更や組織変更(法人成り)等ご契約内容に変更がある場合のみ回答書下段の「再リース用変更事項通知欄」をご記入、返送ください。

2. 再リースをせずに契約を終了する場合(全部・一部)は、弊社指定場所へリース物件を返還いただくことになり「回答書」のご返送が必要です。

なお、物件返還費用、リース契約条項により、お客様のご負担となります。

※ご返送いただいた回答書に沿って、リース物件の返還にあたっては、あらためて弊社より物件の返還先をご案内致します。

[ご確認ください]

*ソフトウェアのリースをご利用のお客様へ

物件の使用を終了される場合、ソフトウェアおよび記録されているデータ(電子的情報)については、お客様ご自身の責任と費用負担でソフトウェアおよびデータを消去してください。万一、消去もれ等によりデータが漏洩する事態が発生しても弊社は一切責任を負うことは出来ません。

令和2年度事務所状況報告書

会派・議員名 岩田 国夫

①政務活動事務所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input checked="" type="checkbox"/> 自宅以外
②所在地	住所 天理市勾田町253-6 電話 0743-63-6220 延べ床面積 67.54㎡
③他用途との兼用	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 後援会の事務所 <input checked="" type="checkbox"/> 政党事務所 <input type="checkbox"/> その他 ()
④所有区分	<input type="checkbox"/> 自己又は配偶者、3親等以内の親族、同一生計者の所有 <input checked="" type="checkbox"/> 賃貸物件 (賃貸借契約先 株式会社真規) 所有者 <input type="checkbox"/> 第三者 <input checked="" type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸有) <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸無)
⑤按分率の考え方	<input checked="" type="checkbox"/> 使用実態 (使用面積又は使用時間による) <input checked="" type="checkbox"/> 事務所全体面積 67.54㎡ (a) うち政務活動使用面積 33.77㎡ (b) <input type="checkbox"/> 事務所使用時間 時間(a) うち政務活動使用時間 時間(b) (b) / (a) = 33.77 / 67.54 → 按分率 1 / 2
⑥事務所賃借料の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 1 / 2 (按分率の考え方: 後援会・政党事務所との面積按分)
⑦駐車場代の計上	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 来客専用 按分率 / <input type="checkbox"/> 来客兼用 按分率 / (按分率の考え方:)
⑧光熱水費・維持管理費の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 1 / 2 (按分率の考え方: 事務所賃借料と同率で按分)
⑨備考	

注 賃貸借 (事務所・駐車場) の場合は、別途契約書を添付してください。

建物賃貸借契約書

(一般事業用)

契約締結日 平成23年 6月30日

契約始期 令和 元年 8月 1日

契約終期 令和 3年 7月31日

貸主 株式会社 真 規 様

借主 岩田国夫事務所 様

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

建物賃貸借契約書

(1) 賃貸借の目的物

建物の名称・所在地等	名称	ハイソ真現		部屋番号または家屋番号	一階		
	所在地	住居表示	天理市勾田町 25-6				
		登記表示	<input checked="" type="checkbox"/> 住宅表示と同じ <input type="checkbox"/> 住宅表示と異なる ()				
	種類	貸家・ <u>マンション</u> ・ / 店舗・事務所・工場・倉庫・(住居付)					
	構造	木造・軽量鉄骨・ <u>鉄骨</u> ・鉄筋コンクリート () 造 / スレート葺 / 平屋建					
	床面積	67.54 m ² の内、約 m ² (登記簿面積 m ²)	バルコニー m ²	専用庭 m ²	新築時期	平成14年 / 月	
賃貸借部分	引渡状況	<input type="checkbox"/> 内装済 <input checked="" type="checkbox"/> 現況渡し					
	設備等	トイレ	専用 (水洗・非水洗) ・共用 (水洗・非水洗)				
		浴室	無・ <u>有</u>	電気	無・ <u>有</u>	(メーター・専・子・割当・) (割当 円/月)	
		シャワー	無・ <u>有</u>	ガス	無・ <u>有</u>	(都市ガス・プロパンガス) (メーター: 専・子・割当・) (割当 円/月)	
給湯設備		無・ <u>有</u>	上水道	<u>水道本管より直結</u> ・受水槽・井戸水	(メーター: 専・子・割当・) (割当 円/月)		
ガスコンロ	無・ <u>有</u>	下水道	無・ <u>有</u>	(公共下水道・浄化槽) 接続未了 (メーター: 専・子・割当・) (割当 円/月)			
冷暖房設備	無・ <u>有</u>	※割当の場合、合計額を後記(3)③に記載。					
天井	無・ <u>有</u>						
内壁	無・ <u>有</u>						
床	無・ <u>有</u>						
附属施設	駐車場	<u>含む</u> ・含まない (円/月)					
	自転車置場	<u>含む</u> ・含まない (円/月)					
	物置	<u>含む</u> ・含まない (円/月)					
	専用庭	<u>含む</u> ・含まない (円/月)					
※含まない場合、使用する使用料合計額を後記(3)④に記載。							

(2) 契約期間

更新契約

始期	令和元年8月1日から	2年 月間
終期	令和3年7月31日まで	

(3) 賃料等

賃料・共益費、管理費及び敷金等		支払期限	支払方法		
賃料 (消費税込)	① 100.000円	○ 当月分・翌月分を 毎月 末日まで	振込 又は 持参	金融機関名:	
<input type="checkbox"/> 共益費 <input type="checkbox"/> 管理費 (消費税別)	② X 円			口座名:	口座番号:
附属施設等使用料 (消費税別)	設備合計③ 円			名義人:	
	施設合計④ 円			持参先:	
①+②+③+④ (消費税込)	100.000円		更新料 (消費税別)	賃料(新・旧)の ケ月分 または 円	
敷金	X 円	礼金	X 円	保証金	X
その他	損害保険料(借家人賠償責任担保特約保険)(年 円)、 ゴミ廃棄代(有・無) /		保証金	年未満 %	
備考	礼金 円は、前契約締結時に貸主が受領済の金員を 充当する。		返還率	年未満 %	年以上 %

注 返還される敷金・保証金には消費税は課税されませんが、返還されない敷金・礼金・保証金には、別途消費税が課税されます。

(4) 貸主及び管理人

貸主 (社名・代表者)	住所 〒 氏名 電話
管理人 (社名・代表者)	住所 〒 氏名 電話

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

建物の所有者	住所 〒 氏名 電話 貸主との関係
--------	----------------------------

(5) 借主、使用目的及び業種等

借主の住所 及び氏名	住所 〒 氏名 電話
使用目的	業種
緊急時の 連絡先	住所 〒 氏名 電話 借主との関係

建物賃貸借契約約款（一般事業用）

（契約の締結）

第1条 貸主（以下「甲」という。）と借主（以下「乙」という。）は頭書（1）に記載する賃貸借の目的物（以下「本物件」という。）について、以下の条項により賃貸借契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（契約期間）

第2条 契約期間は、頭書（2）に記載するとおりとする。

甲及び乙は契約期間が満了する ヶ月前までに協議の上、本契約を更新することができる。

（使用目的）

第3条 乙は頭書（5）に記載する目的以外に本物件を使用してはならない。

2 乙は如何なる場合を問わず、本物件を住居としてはならない。

（賃料）

第4条 乙は頭書（3）の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。ただし、賃料等の振込みの場合の手数料は乙の負担とする。

2 賃貸借の開始の月が1ヶ月に満たない場合、その月の賃料は1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。また、退去の場合には日割計算せず、乙はその月分まで支払うこととする。

3 甲及び乙は、次の各号の一に該当する場合には、協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地または建物に対する租税その他の負担の増減により賃料が不相当となった場合
- 二 土地または建物の価格の上昇または低下その他の経済事情の変動により賃料が不相当となった場合
- 三 近傍同種の建物の賃料に比較して賃料が不相当となった場合

（賃料以外の費用）

第5条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な費用（以下この条において「維持管理費」という。）に充てるため、共益費または管理費を甲に支払うものとする。

2 前項の費用は、頭書（3）の記載に従い、甲に支払わなければならない。

賃貸借の開始の月が1ヶ月に満たない場合、その月の共益費または管理費は、1ヶ月を30日として日割計算した額とする。また、退去の場合には日割計算せず、乙はその月分まで支払うこととする。

4 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費または管理費が不相当となったときは、協議の上、改定することができる。

5 乙が設置した造作、設備に課せられる公租公課は乙の負担とする。

6 その他、頭書（1）及び（3）に記載する賃料に含まない附属施設使用料並びに本物件の設備使用料及び消耗品の取替え費用、町内会費等は乙の負担とする。

（敷金または保証金）

第6条 乙は、甲に対し、本契約から生じる自己の債務の履行を担保するため、頭書（3）に記載する敷金または保証金を預託するものとする。ただし、敷金または保証金には利息を付さない。

2 乙は本物件を明渡すまでの間、敷金または保証金をもって賃料、共益費及び管理費その他の債務と相殺をすることができない。

- 3 甲は、本物件の明渡しを受けたときから、Xヶ月以内に敷金または保証金を乙に返還しなければならない。ただし、返還率の定めがある保証金の場合には、頭書（3）に記載する返還率により返還するものとする。
- 4 甲は、本物件の明渡し時に、賃料の滞納、原状回復に要する費用の未払いその他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には、当該債務の額を敷金または返還される保証金から差し引くことができる。
- 5 前項の場合には、甲は、敷金または保証金から差し引く債務の額の内訳を乙に明示しなければならない。

6 乙は、敷金または保証金の返還請求権を第三者に譲渡、担保、質入れその他一切の処分をしてはならない。

（禁止または制限される行為）

第7条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部または一部につき、賃貸借を譲渡し、または転貸してはならない。

2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替えまたは本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。

3 乙は、規模の大小を問わず、本物件の原状を変更する際には、工事施工にかかる設計図面、仕様書を添えて、甲に変更の届出をし、書面による承諾を得なければならない。また、工事内容の変更にあたっては、改めて甲の書面による承諾を得なければならない。

4 乙は、乙または乙の依頼した施行業者等が、前記の工事により本物件、付帯設備及び共用設備に損害を与えた場合、一切の責任を負わなければならない。

5 乙は、本物件の使用に当たり、別表第1に掲げる行為を行ってはならない。

6 乙は、本物件の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、別表第2に掲げ行為を行ってはならない。

下記貸主（甲）と借主（乙）は、本物件について以上のとおり賃貸借契約を締結したことを証するため、本契約書2通を作成し、署名または記名押印の上、各自その一通を保有する。

令和 元年 8月 / 日

貸主（甲）住所
氏名

借主（乙）住所
氏名

連帯保証人住所
氏名

奈良県天理市田町193番地3

株式会社 真 規

代表取締役 岩田しのぶ

TEL 0743-63-0211 FAX 0743-63-6888

岩田国夫事務所

〒632-0033 天理市勾田町253-6

TEL 0743-63-6220 FAX 0743-63-6628

